

# 第10回戸田市自治基本条例推進委員会

## 次 第

日 時：令和元年9月19日（木）

午後7時～

場 所：市役所1階 東側休憩室

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 議 題

(1) 自治基本条例啓発品について（報告）

(2) 先進自治体への視察について

(3) 自治基本条例フォーラム（仮称）について

(4) 自治基本条例の見直しの検討について

(5) 市長への答申内容について

(6) その他

### 4 事務連絡

### 5 閉 会

## (1) 自治基本条例啓発品について（報告）

### (ア) 実施目的

「自治基本条例の普及及び啓発」の一環として、啓発品を自治基本条例に関する取組みや市内イベント来場者等に配布し、自治基本条例の存在をより多くの市民に知ってもらう。

### (イ) 制作物

#### コットンエコバッグ

- ① 仕様 材質：無漂白コットン100% 約5.1オンス  
形状：底部分のみマチがあるタイプ  
サイズ：約縦36×横37×底マチ11cm 持ち手：長さ約50cm
- ② 数量 1,000枚
- ③ デザイン 単色（黒）

#### 【デザイン】



【コットンエコバッグ 完成イメージ】



(ウ) 啓発活動

- 「第39回戸田市商工祭」会場内での配布

開催日時：10月26日（土）、27日（日） 両日とも10～16時

会場：戸田市役所周辺

実施時間：12時00分～

※2日間のうち、「青少年祭り（11時～14時30分 会場：戸田第一小）」  
が同時開催される、27日（日）に実施予定

- その他、市内で行われるイベント等での啓発活動を検討

## (2) 先進自治体への視察について

### (ア) 視察の目的

「自治基本条例の運用」に関する調査の一環として、自治基本条例を活用し、市議会議員や行政職員を含む市民同士がつながる機会を設けている他市の取り組みを視察する。それにより、これから推進委員会で進めるべき取り組みや推進委員会のあり方を検討する機会とする。

### (イ) 視察先候補（別紙1－①～③「令和元年度視察先候補一覧①～③」参照）

- ① 体験型のイベントを実施している自治体
- ② 戸田市と似た状況の自治体
- ③ 条例改正を実施した自治体

※ 近隣自治体

### (ウ) 実施時期、実施までのスケジュール

推進委員会において決定した視察先自治体と事前調整し、視察時期・内容等を決定するため、場合によっては第三期推進委員会発足後の実施になることも考えられる。

### (エ) 予算

- 視察バス運行業務委託 240,000円
- 有料道路交通料 22,000円

### (3) 自治基本条例フォーラム（仮称）について

#### (ア) 実施目的

「自治基本条例の運用」「自治基本条例の普及及び啓発」に関する調査の一環として、自治基本条例フォーラムを開催し、市民に対して自治基本条例の周知を図るとともに、その理念をより多くの市民に根付かせる。

#### (イ) 実施手法

#### (ウ) テーマ

##### ※過去のテーマ

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| • 平成28年度：町会・自治会なう（町会・自治会）    | 参加者：98名 |
| • 平成29年度：私たちのまち戸田はどんなまち？（若者） | 参加者：52名 |
| • 平成30年度：わたしのふるさと自慢（ふるさと）    | 参加者：43名 |

#### (エ) 実施時期

#### (オ) 周知・参加者募集方法（予定）

- ① 広報戸田市への記事掲載
- ② 市ソーシャルメディアへの記事掲載
- ③ 公共施設へのチラシ配架、ポスター掲示
- ④ 町会・自治会の掲示板へのポスター掲示
- ⑤ 市内JR3駅（戸田公園駅・戸田駅・北戸田駅）広報ラックへのチラシ配架
- ⑥ 委員による周知（ロコミ）
- ⑦ 無作為抽出による参加者募集（3,000件実施予定）
- ⑧ その他

#### (4) 自治基本条例の見直しの検討について

第二期推進委員会における審議の結果、

「条例の見直しは必要ない」、という結論に至った。

##### (ア) これまでの審議内容

前回の委員会までに、「市民の定義」をはじめ、条例に関する様々な意見が出され、委員会の中でも審議を重ねた結果、第二期において条例の見直しは必要ない、という結論に至った。

##### (イ) 今後について

条例の体系や、推進委員会の在り方について、これまでの委員会においても意見が出ていることから、今後委員会として継続して議論する必要がある。

## (5) 市長への答申内容について

自治基本条例推進委員会は、第二期委員会発足の際に市長から、以下の3項目について諮問を受けている。(詳細は別紙諮問書(写)のとおり)

1. 条例の運用に関する事
2. 条例の普及及び啓発に関する事
3. 条例の見直しに関する事

この諮問に対して、これまでの取り組みや委員会での検討事項等をまとめて、市長に答申を行う。

答申書の作成にあたっては、第二期推進委員会のこれまでの取組成果を振り返るとともに、条例の運用や普及・啓発に関する課題や問題点、条例の実効性を確保するために今後取り組むべきこと等について、委員の意見をもとに内容を審議し、確定させる。

### 市長への答申日(予定)

- 日 時            令和元年11月20日(水)    午後4時～
- 場 所            戸田市役所 4階 市長室
- 出席者           大山委員長    横山副委員長

## [諮問1] 条例の運用に関すること

### ○ 委員の意見

- 戸田市第5次総合振興計画協働会議をはじめ、市民・議会・行政が参加する数多くの会議・委員会開催が認められ、条例の運用が着実に実行されていると思う。
- 町会・自治会の加入率の低下が見られ、条例の地域における運用は停滞感を来している。この強化・充実には、行政による何らかの施策が必要であると思う。
- フォーラムを開催する中で、その準備段階から、市民・議会・行政が協働して、企画、検討、当日の開催を行うことができた。
- 第5次総合振興計画の協働会議に、自治基本条例推進委員会委員も数名出席し、会議の中で自治基本条例の説明と、自治基本条例制定後初めて開催される協働会議の意義について説明し、一定の理解を得ることができた。

## [諮問2] 条例の普及及び啓発に関すること

### ○ 委員の意見

- まず、条例の趣旨を市民に理解してもらうことが必要と言える（が現状十分ではない）。条例が制定されたことを市民が実感できる場面が少ないことが原因と思われる。
- 平成30年度に推進委員会で静岡県焼津市の「まちづく市民集会」に参加して、多種多様な市民が参加できるこの様な普及及び啓発の機会が必要ではないかと思われる。
- 条例の基本理念である市民自らがまちづくりに関心をもつこと、市民自らが市政に主体的かつ積極的に参加すること、これらを市民にいかに浸透させるか、市が引き続き積極的に取り組むべき課題であると思われる。
- 静岡県焼津市へ視察を行い、ワールドカフェ形式でのまちづくり市民集会に参加することで、今後、戸田市における普及及び啓発の在り方について多くの示唆を得ることができた。
- 啓発品のデザインについて、市民の皆さんに親しんでもらえるように考え、市内の様々な所で、幅広い年代の人々に配る必要があると思う。また、推進委員会の取組み等を市役所2階ロビー等で展示できれば良いと思う。



### [諮問3] 条例の見直しに関すること

#### ○ 委員の意見

- 平成30・31年度は、「市民」の定義について、議論を重ねましたが、「住民」のみではなく、通勤、通学、事業所（法人）まで、広く定義することで、災害等、関係する人は、皆で対処出来ると、現行どおりの「市民」の定義に結論付けされた。
- 少数意見ですが、「市民」と定義した場合、一部の特殊イデオロギーの集団が市政に介入し、悪影響を与える危険があるとの意見もありましたが、他の法律等で排除出来るという意見もあり、今回の答申では、自治基本条例の改正は、現時点では、必要がないという結論に至った。
- 今後、自治基本条例の体系のあり方、自治基本条例推進委員会のあり方について、議論すべき時期に来ていると思われることから、引き続き検討が必要と思われる。

賛成多数により、「条例の見直しは必要ない」という結論に至ったが、結論に至る過程において、以下のような議論があった。

#### ○ 「市民」の定義について

- 「市民」を広く定義した場合、一部の特殊イデオロギーの集団が市政に介入し、悪影響を与える危険がある。
- 上記のような意見に対しては、他の条例等で排除できるという意見もあり、現状は改正の必要はない。
- 「住民」のみではなく、通勤・通学・事業所（法人）など、市民を広く定義することで、災害時だけではなく、通常時から様々な人が戸田市をより良くするために活動する必要があるため、現行通りの定義で問題ない。

#### ○ 条例及び委員会の在り方について

- 条例の体系の在り方、自治基本条例推進委員会の在り方について、委員会の中でも様々な意見が出ていることから、今後議論すべき時期に来ていると思われる。引き続き委員会での審議が必要である。

(6) その他

事務連絡 次回 第11回推進委員会 開催予定  
日時：令和元年11月7日(木) 午後7時～  
場所：戸田市役所1階東側休憩室